

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

平成30年3月30日

金曜日

号外(15)

目次

規則

○富山県医学生等修学資金貸与条例施行規則及び富山県地域医療確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

1

規則

富山県医学生等修学資金貸与条例施行規則及び富山県地域医療確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成30年3月30日

富山県知事 石井 隆 一

富山県規則第22号

富山県医学生等修学資金貸与条例施行規則及び富山県地域医療確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

(富山県医学生等修学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第1条 富山県医学生等修学資金貸与条例施行規則（昭和42年富山県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第6号中「救急科」を「麻酔科」に改め、同号を同項第10号とし、同項第5号中「麻酔科」を「救急科」に改め、同号を同項第9号とし、同項第4号を第8号とし、第3号を第7号とし、第2号を削り、第1号を第6号とし、同号の前に次の5号を加える。

- (1) 外科
- (2) 呼吸器外科
- (3) 消化器外科
- (4) 乳腺外科

(5) 小児外科

(富山県地域医療確保修学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第2条 富山県地域医療確保修学資金貸与条例施行規則（平成21年富山県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中第7号を第11号とし、同項第6号中「救急科」を「麻酔科」に改め、同号を同項第10号とし、同項第5号中「麻酔科」を「救急科」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第4号を第8号とし、第3号を第7号とし、第2号を削り、第1号を第6号とし、同号の前に次の5号を加える。

- (1) 外科
- (2) 呼吸器外科
- (3) 消化器外科
- (4) 乳腺外科
- (5) 小児外科

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(医 務 課)